セネガル政府による査証. 滞在許可証等の発給の一時停止

【ポイント】

- 現在, セネガル政府当局による査証, 滞在許可証等の新規発給や更新の手 続が一時停止しております。
- この措置を理由に査証等が期限切れとなる場合にも、不法滞在として取り 扱われることはありませんが、何か問題が生ずる場合には大使館までご連 絡願います。

【本文】

現在,新型コロナウイルス対策の一環として,セネガル政府当局による査証,滞在許可証等の新規発給や更新の手続が一時停止しております。警察等での申請は当面の間できなくなっておりますのでご留意ください。

セネガル政府からは、現在お持ちの査証等の期限が切れ、上記措置により更 新等ができない場合には、不法滞在として取り扱わない旨の確認がとれており ます。

セネガル当局等から身分証の提示を求められ、期限が切れているような場合には、上記についてご説明いただければ幸いです。もし問題が生ずることがあれば、大使館までご連絡願います。

【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

taishikan, senegal@dk, mofa, go, ip

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555(夜間緊急 +221-77-569-8103)